

省令

○文部科学省令第六号

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和三年二月十二日 文部科学大臣 萩生田光一

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

第一条 次に掲げる省令の規定中「新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する」を削り、「の発生」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」の発生」に改める。

一 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第四十二項

二 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）附則第八項

第二条 次に掲げる省令の規定中「新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

一 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（令和二年文部科学省令第二十五号）第二条

二 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための国立大学法人の長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の長期借入金又は債券の償還期間の特例に関する省令（令和三年文部科学省令第一号）第一条

附則

この省令は、新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。

○厚生労働省令第三十一号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十二日 厚生労働大臣 田村 憲久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details amendments to Article 1, Paragraph 3 of the Vocational Training Act and its Enforcement Regulations regarding specific job seekers.

一 訓練を行う者 次のいずれにも該当する者であること。
イ 職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って三年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行つたことがあること。

ロ 申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練（法第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）を行つた場合にあっては、その実績が次のいずれにも該当すること。
(1) (略)
(2) 申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回るものが明らかになつた日から起算して一年を経過した日以後に、再び(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回るものが明らかになつた日から起算して一年を経過した日以後に、再び(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになつた日から起算して五年を経過する場合は、この限りでない。

一 訓練を行う者 次のいずれにも該当する者であること。
イ 職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下この条及び附則第三条の三において「申請職業訓練」という。）について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って三年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行つたことがあること。

ロ 申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練（法第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）を行つた場合にあっては、その実績が次のいずれにも該当すること。
(1) (略)
(2) 申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内において、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回るものが明らかになつた日から起算して一年を経過した日以後に、再び(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練について、(1)の(i)及び(ii)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(i)及び(ii)に定める割合を下回ることが明らかになつた日から起算して五年を経過する場合は、この限りでない。